

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
2月1日
(水曜日)

目次

○告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）



山口県告示第四十一号

令和五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和五年二月一日

山口県知事 村岡嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位数区域	許可をすべき皆伐面積の限度	土砂流出防備保安林
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	一四五・三六	一三三・〇〇
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九二二・三三三	二六六・九二二
		水源涵養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）

二 魚つき保安林

大津地区	長門市	四七七・二三	一六九・二二
豊浦地区	下関市	三七九・三三	二〇一・九二
厚東川～厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六三四・八七	二五四・一〇
樫野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二八一・七二	三五二・八五
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	七五五・七三	三七八・九八
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	四二八・六〇	一七〇・〇七
田布施川～島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	一・九四	八三・〇六
由宇川～柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 柳井市	一四・六六	一七六・七四
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 錦町、美川町及び玖珂郡和木町	五五八・二八	一四三・四六
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度
山口県	山口県	一一八・六〇	—	—
下関市	周南市	一一・六〇	〇・五〇	—
長門市	下松市	一八・二八	三・二八	—
萩市	防府市	二七・三六	三・九〇	〇・七二
阿武町	宇部市	四・三〇	〇・一一	九・〇二
	上関町	—	—	—
	平生町	—	—	—
	柳井市	—	—	—
	岩国市	—	—	—
	周防大島町	—	—	—

令和五年二月一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市